

議員提出議案第13号

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年9月26日 提出

提出者	琴浦町議会議員	澤田豊秋
賛成者	同	谷田順子
	同	押本昌幸
	同	田中肇
	同	金光敦

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、締約国189カ国中115カ国が批准（2023年1月現在）しています。条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し、同条約選択議定書の批准を重ねて勧告しています。国の第5次男女共同参画基本計画においても、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは、諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め見直す必要がある。」としました。この立場にたって政府がただちにとりくむべきです。

女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年9月26日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【送付先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣